

労務トラブル対応セミナー

～採用・労働契約終了時の対応について判例を基に分かりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会（幹事）

（一社）新宿労働基準協会他

労働者を募集し採用する際、解雇や退職により労働契約を終了する際などには、労働契約法、労働基準法などの法律により様々なルールが定められており、これらのルールに沿った対応を行わなかったことにより大きなトラブルに発展することが少なくありません。

そこで、使用者側で労働法務を取り扱っている弁護士が、労働者を雇入れる際や労働契約を終了する際の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、最新の裁判例などをもとに分かりやすく解説いたします。

1 日 時 2026年8月20日（木）14：00～16：00（開場・受付は13：30～）

2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター（裏面案内図参照）

3 講 師 弁護士 中山 達夫 氏（中山・男澤法律事務所）

4 内 容

(1)採用トラブル

①内定・内々定・内定辞退、②試用期間、③スポットワーク・スキマバイト、④リファラル採用

(2)解雇・退職・雇止め・懲戒処分に関するトラブル

①解雇の留意点、②退職勧奨の留意点、③雇止めの留意点、④懲戒処分の留意点

(3)メンタル不調に関するトラブル

①受診命令、②私傷病休職

5 受講料（資料代・税込） 協会会員5,500円 それ以外の方7,700円

6 定 員 34名

7 申込方法等

(1)裏面「申込書」により新宿労働基準協会あて Fax 03-3366-8865 して下さい。

(2)受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返信いたします（申込書に必ず Fax 番号をご記入ください）。受講料は8月13日（木）までに次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店 ・口座番号 普通預金 3991676

・口座名義 （社）新宿労働基準協会

振込人名の前に講習会月日をお付けください

法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください

（例 0820シンジユクロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です）

(3)8月13日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。

(4)受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

8 問合先 （一社）新宿労働基準協会 新宿区西新宿 7-5-20 新宿旭ビルA-205

電話：03-3366-4737

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋の各労働基準協会の共催で幹事協会は三田労働基準協会です。

受付日		受講番号	
-----	--	------	--

「労務トラブル対応セミナー」

労務管理講習会 Fax 申込書 兼 受講票

（実施日： 2026年8月20日(木)）

14:00~16:00 開場・受付 13:30~

申込Fax. 送付先 (一社)新宿労働基準協会事務局 あて

Fax. 03-3366-8865

いずれか、○をお付け下さい	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿協会・三田協会・品川協会・大田協会・渋谷協会・池袋協会 ・会員以外 		
事業場名			
所在地			
電話		Fax (返信用)	
申込担当者 職・氏名			
受講者氏名			
メール案内 要・否	担当者のメールアドレス		

注：① 個人情報は本講習会以外の目的に利用することはありません。

② Fax 返信された本票を受講票として当日持参し、受付にご提出下さい。

③ 2名以上申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

会場案内図

一般社団法人 三田労働基準協会ビル

1階研修センター

港区芝4-4-5

Tel 03-3451-0901

最寄駅

地下鉄三田駅

A9 出口徒歩 1分

JR 田町駅

三田(西)口徒歩8分

協会 使用欄	
-----------	--

